



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	昭和戦前-戦後初期の<国体>と<デモクラシー> : 日本国憲法との連続性に着目して [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	大谷, 伸治
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12064号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61663
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Shinji_Ohtani_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 大 谷 伸 治

学位論文題名

昭和戦前～戦後初期の〈国体〉と〈デモクラシー〉—日本国憲法との連続性に着目して—

本論文は、昭和戦前・戦中期の政治学者・矢部貞治（東京帝国大学法学部教授）のデモクラシー（衆民政）論・国体論を中心に、同時期の憲法学者・政治学者（里見岸雄、大串兎代夫、藤澤親雄、南原繁）との比較を交えつつ、戦後民主主義との連続性について分析・考察するものである。政府寄りの立場の者たちによる昭和戦中期の共同体的衆民政論が戦後の協同民主主義に直結することを論証して、民間の政府批判者による自由民権運動・大正デモクラシー運動が戦後民主主義に復活したとの昭和政治思想史の枠組みを修正する。

本論文は、戦前・戦中を対象とする第Ⅰ部と、戦後を対象とする第Ⅱ部とからなる。

第一章では、衆民政研究の矢部貞治、国体科学者の里見岸雄、国防国家論者でありながら文部省の国民精神文化研究所に勤務して国体を論ずる大串兎代夫の議論を比較し、政治的立場の違いをこえて、彼らが「近代の危機」を打破する真のデモクラシーとしての共同体的衆民政を求めていたこと、その際、国民共同体を構成する原理として国体を論じていたこと、を論ずる。特に矢部貞治の場合、西欧的な自由民主主義の欠陥を補正するものとして共同体的衆民政論を構築するにあたり早い段階から寛克彦の国体論をとりいれており、右翼学生からの抗議をきっかけに不本意ながら国体に言及するようになったとの従来の見方が否定される。

第二章では、藤澤親雄の「日本政治学」について矢部貞治の共同体的衆民政論との異同を論ずる。従来藤澤親雄は復古主義者であり、彼の「日本政治学」はファシズム体制を正当化するものと評価されてきた。矢部と藤澤は互いに相手を批判する関係にあり、先行研究でも両者の差異は所与の前提であった。ところが、藤澤も自由民主主義の是正をめざして国民共同体を基礎とした衆民政を構想しており、そのために寛克彦の国体論に学んでいるのであって、矢部貞治の共同体的衆民政論と重なる点が多いものだったことが明らかとなる。

第三章では、1938年、右翼学生の抗議をうけて矢部が行った講義録改定について、申請者が新たに発見した矢部の自筆資料（「手書き修正講義案」）の検討を通じて、この改定が、右翼学生の抗議に強制された消極的かつ不本意な改定ではなく、共同体的衆民政論の進展にともなう国体理解の深化によって発生した、自発的で積極的な改定だったことが論じられる。「手書き修正講義案」は、矢部が1934年に執筆した「現代日本主義の考察」で展開した国体論を追加したものであり、その多くは講義録改訂後の『欧州政治原理講義案』に活かされたことが文献考証によって明らかとなる。

第四章では、南原繁と矢部貞治の比較がおこなわれる。戦時期の南原は『国家と宗教』を著して戦時体制を学問的に批判したが、現実政治にいっさい関係しない洞窟の哲人であった。だが、政治哲学者としての南原は共同体的衆民政を理想の政治体制として提示し、共同体の下に節度ある自由を享有し人格の完成をめざす点で、矢部と一致している。実社会での両者の境遇を分かちのは、究極の価値を彼岸の「神の国」と眼前の国家のいずれに求めるかであり、前者をとった南原は真善美を追及する精神の自由を国家と並列の関係とみなしたが、後者を選んだ矢部は個人の自由を国家へと帰服させた、と結論づけた。

第五章では、国体科学者の里見岸雄が戦後に公表した「大日本帝国憲法改正案私擬」について検討する。ここで里見は非武装平和主義を唱える傍ら、天皇と国民とが直結する「皇道民主主義」を提唱する。里見は戦前から天皇と国民が一体となって共同体を形成しているとの国体論を展開して

おり、天皇主権は国民の意思を具現化する国体政治の原則にしたがうものと考えていた。すなわち国体科学者里見岸雄の国体論にとって敗戦は何の影響も与えなかったことが確認される。この点は補章において、日本国憲法に対する里見の評価を通じて再確認される。里見によれば、主権の所在は変更されたが、万世一系の天皇が君臨することは民族社会の不文法として何ら変更をみないのであり、象徴天皇制は彼の国体論を実現するものだったと論じた。

第六章では、大串兎代夫の戦後憲法論を検討する。戦後体制は日本国民の自由意思の決定に委ねるとしたポツダム宣言を文字通り受け取って、大串は、日本国民による自発的民主化を実現するため自主憲法制定を企図した。天皇主権と国体民主主義を基調とするが、天皇主権の行使は国民の意思に基づき国民に対して責任を有することを大串は想定した。こうした大串の戦後憲法論は、天皇が国家の権威を人的に表現する存在であり、天皇親政を国民と天皇とが一体化する政治として論じた戦前憲法論の延長線上にあり、それ故日本国憲法の象徴天皇制を徹底させた面をもっていたことが確認された。

第七章では、矢部貞治の戦後構想を検討する。矢部は、陸相秘書官・首相秘書官を務めた松谷誠陸軍大佐が主宰した研究会に戦争末期から参加し、「建国綱領（案）」をはじめとする文書を起草した。この中で矢部はマッカーサー三原則の発表前に、民主化の推進・戦争放棄・非武装中立・象徴天皇制を基軸とした憲法構想を展開し、昭和天皇の退位にも論及した。共同体的衆民政論の実現には、理想の国民共同体を形成する必要がある、道義回復の第一歩として天皇退位が必要であったからである。その上で矢部は、新天皇と国民とで国民共同体を再建し、米国の自由民主主義とソ連の社会主義とを止揚した第三の政治形態として、協同民主主義を提唱するにいたることを跡づけた。